令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報及び女性活躍状況の公表

特定事業主名：　秋田県にかほ市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８９．４％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０６．９％
全職員	７５．４％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料に基づき決定されており、同一級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―
本庁課長相当職	９９．３％
本庁課長補佐相当職	―
本庁係長相当職	９３．８％

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	８３．１％
３１～３５年	８８．９％
２６～３０年	９９．５％
２１～２５年	１２０．１％
１６～２０年	９０．２％
１１～１５年	９３．９％
６～１０年	７８．６％
１～５年	９１．３％

【説明欄】

令和 7 年度において部局長・次長相当職に女性が不在だったため数値なし。

勤続年数 21～25 年の女性職員に医療職が含まれるため 100%を超えている。

勤続年数 6～10 年では、男性職員の大卒者が 63. 6%に対し、女性職員の大卒者は 30%のため給与差異が大きく出ており、女性職員の育児休業者がいることも要因と考えられる。

扶養手当（期末手当及び寒冷地手当額への影響有）について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 81%である。

３．管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	女性職員の割合
管理的地位にある職員	３０．０％

４．各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

役職段階	女性職員の割合
本庁部局長・次長相当職	１１．１％
本庁課長相当職	３４．１％
本庁課長補佐相当職	―
本庁係長相当職	２５．５％

５．男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布（令和７年度）

（１）常勤職員の育児休業取得率

区分	育児休業取得率
男性	３３．３％
女性	１００．０％

（２）会計年度任用職員の育児休業取得率

育児休業取得対象者なし

（３）育児休業取得期間分布

取得期間	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	０．０％	０．０％	―	―
１週間以上２週間未満	０．０％	０．０％	―	―
２週間以上１月以下	１００．０％	０．０％	―	―
１月超３月以下	０．０％	０．０％	―	―
３月超６月以下	０．０％	０．０％	―	―
６月超９月以下	０．０％	０．０％	―	―
９月超１２月以下	０．０％	１００．０％	―	―
１２月超２４月以下	０．０％	０．０％	―	―
２４月超	０．０％	０．０％	―	―

６．職員一人あたりの一月あたりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（令和７年度）

区分	
本庁勤務職員	１０．８時間／月
本庁外勤務職員	１６．８時間／月